

信託課税における「受益者」の意義

大賀安希子

(法学専攻 リーガル・スペシャリスト・コース)

はじめに

第1章 信託課税の改正の概要と問題点

第1節 信託課税の沿革

第2節 平成19年改正前の信託課税の問題点

第3節 信託課税の改正の概要

第4節 平成19年改正後の信託課税の問題点

第5節 小 括

第2章 信託課税における「受益者」の意義

第1節 信託法における「受益者」

第2節 平成19年改正前の信託課税における「受益者」

第3節 平成19年改正後の信託課税における「受益者」

第4節 小 括

第3章 信託課税における受益者の基本的考え方の再検討

第1節 信託法と信託課税の考え方の乖離

第2節 両者の考え方の乖離がもたらす諸問題

第3節 目的信託と受益者課税

第4節 名古屋地裁平成23年3月24日判決の検討

第5節 小 括

おわりに

はじめに

わが国の信託課税は、受益者¹⁾に対して課税することを原則としている。これは、信託法立法以来、信託財産は課税上では受益者に帰属しているとみなされるからである。平成19年改正後（以下「改正後」という。）の信託課税においては、改めて信託財産は受益者に帰属することが明確化され

た。このように、受益者は信託課税の対象となる者であり、重要視されるべきであるにも関わらず、信託課税上の受益者とはどのような者であるのかについては明確でなかった。

信託課税上の受益者の概念が不明確な中で、平成19年改正前（以下「改正前」という。）相続税法4条1項における「受益者」の意義について争われた名古屋地裁平成23年3月24日判決が下された。本件は、委託者である原告の祖父Fが、平成16年8月に、受益者を原告とする信託契約を締結したが、平成16年分の贈与税を申告しなかったところ、行政処分庁により贈与税の仮決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分がなされたため、当該処分の取消しを求めて争われた事案である。本件の争点は、本件信託の設定行為が改正前相続税法4条1項にいう「信託行為」に当たるか否か、原告が改正前相続税法4条1項にいう「受益者」に当たるか否か、

本件信託が生命保険信託に当たるか否か、原告が相続税法上の制限納税義務者に当たるか否か、本件信託財産が我が国に所在するものであるか否かの5点である。

本件の主要な論点は、第2の争点として記述した「原告が改正前相続税法4条1項にいう『受益者』に当たるか否か」であるが、当該判決については多くの議論を呼んでいる。

そこで、本稿は信託課税上の「受益者」の意義を検討するに当たり、この名古屋地裁平成23年3月24日判決を取り上げる。また、信託法と信託課税の考え方の違いにも着目し、信託法と信託課税はその目的が根本的に異なることを明らかにする。その上で、両者の乖離は信託課税において数々の問題を生じさせることについて論じていきたい。

そこで、まず第1章では、信託課税の改正の概要と問題点を紹介し、信託課税の歴史や改正前の信託課税制度ではどのようなことが問題となっていたのか、平成18年信託法改正後における現在の信託課税制度ではどのようなことが問題であるのかを明らかにする。そして、第2章においては、平成18年改正の信託法（平成18年12月15日法律第108号。以下「現行信託

法」という。)での「受益者」及び改正前の信託課税上での「受益者」並びに改正後の信託課税上での「受益者」について具体的に検討していく。最後に、第3章では、信託課税における受益者の基本的考え方を再検討する。信託法と改正後の信託課税上における考え方の乖離、そしてその乖離が生み出す諸問題と受託者課税の問題点について検討した後、名古屋地裁平成23年3月24日判決について改めて論じることとしたい。

第1章 信託課税の改正の概要と問題点

本章では、信託課税の制度の概要を中心に全体を概観する。まず第1節で信託課税の沿革についてふれ、第2節では改正前の信託課税の問題点を明らかにする。第3節では信託課税の改正の概要について説明した上で、第4節では改正後の信託課税の問題点について述べたいと思う。

第1節 信託課税の沿革

いわゆる「旧信託法」(平成18年改正前の信託法。大正11年法律第62号)が制定されたことに伴い、同年の税制改正で相続税法における信託に関する規定(大正11年法律第48号)が設けられた。この課税方法は、委託者が他人に信託受益権を与えたときは、その時において、信託受益権を贈与又は遺贈したものとみなして相続税を課税(以下「信託設定時課税」という。)するものであった²⁾。

昭和13年の改正において、信託設定時課税から、受益者が受益請求権を取得した時に贈与があったものとして課税(以下「現実受益時課税」という。)することに改められた³⁾。この改正の背景として、信託の受益権を享有した場合であっても、その時点において担税力の増加がないものが存在する場合があることや、また委託者が受益変更権を留保している場合があったことが挙げられる⁴⁾。

昭和22年に、民法の相続編の改正が行われたことにより相続税法も全文

改正（昭和22年法律第87号）された。このとき、贈与があった場合に相続があったものとみなして課税する制度は廃止され、相続税の補完税として贈与税が導入された。なお、贈与税の課税の対象は受益者ではなく、贈与者とされた⁵⁾。

この改正により、信託課税においては現実受益時課税が改められ、再び信託設定時課税に戻った。その理由としては、従来現実受益時課税をとっていたのは、「従来の相続税法においては贈与を受けた者を納税義務者とする建前をとっていたからである。しかるに贈与税においては贈与者を納税義務者としているからかかる場合は受益の発生するまで待つ必要はなく、信託行為があった時直ちに贈与があったものとみなして課税すればよい⁶⁾」と解釈されたためだと言われている。

しかし、この後の昭和28年の贈与税改正により、受益者を納税義務者とするようになった折に、この原則は一切変更されなかったことに留意することが必要である⁷⁾。すなわち、一部の信託課税においては、担税力の考慮という概念が欠如してしまったと考えることができる。

昭和25年にシャウプ勧告を受けて相続税法の全文改正（昭和25年法律第73号）が行われたが、信託課税原則についての改正は見られなかった。主な改正内容は、旧法では信託設定時課税の例外が、委託者が受益者である信託で受益者が変更された場合にのみと限られていたが、これに 信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないため受益者が確定していない信託について、受益者が確定したときに、受益者が確定していない又は存在していない信託について、受益者が特定又は存在するに至ったときに、 停止条件付きで信託の利益を受ける権利を与えることとしている信託について、その条件が成就したときに課税が行われるというものが加わった⁸⁾。また、受益者が確定していない信託の設定後、受益者が確定しないうちに信託が終了した場合で、その信託財産の帰属権利者が委託者以外の者であるときは、信託終了時に、その帰属権利者が信託財産を委託者から受贈したものとみなすとされ、課税されるこ

ととなった⁹⁾。

その後も昭和63年において改正（昭和63年法律第109号）があったが、委託者と受益者に関する規定の整備が図られるに留まった¹⁰⁾。

第2節 平成19年改正前の信託課税の問題点

信託課税は時代によって課税関係が変化し、とても不安定なものであった。わが国の信託課税における「信託設定時課税」や「現実受益時課税」、「受益者課税」や「委託者課税」などといった、基本的な課税原則（あるいはその変遷）にかかる概念は、立法以来、信託法と信託課税との十分な理論的考察を背景に確立されたものではない¹¹⁾。そしてこの信託法と信託課税の不整合性は、どのタイミングで、誰に課税するべきかという問題を生じさせた。以下では改正前の信託課税に対する批判等を紹介する。

1. 信託設定時課税に対する肯定的な見解

信託設定時課税に対する肯定的な意見として、四宮和夫教授が「一たん受益者が受益権を取得した以上は、信託行為に別段の定めがない限り、委託者又はその相続人は受益者を変更したり、受益権を消滅・変更させたりすることは許されない。委託者などに留保された受益者変更権や解除権の行使によってその効力を遡及させることも、受益者の既得権を害することになるから許されないと解すべきである」¹²⁾と述べられている。

しかし、この考え方は、その信託が撤回不能信託であれば信託設定時課税の有力な根拠となるかもしれないが、信託の有する弾力性を生かすのであれば、あらゆる信託において撤回不能信託であることを求めることはできないと考えられることから、その説得力に欠ける¹³⁾という指摘がある。

また別の意見として、佐藤英明教授は「他益信託の『設定時課税』は、受益者の現実の受益時に当該受益に応じて課税する『受益時課税』に比べ、課税の公平という観点から見て優れている」¹⁴⁾と述べられている。

2. 信託設定時課税に対する否定的な見解

小林一夫氏は「仮りに信託元本100万円信託期間5年の他益信託行為があった場合、受益者となった者が当該受益権を享受し得るのは原則として5年後である筈である。にもかかわらず、税法の規定により受益者は、その信託行為があった年の翌年2月1日より3月15日までに72,000円（計算根拠は後述）¹⁵⁾の贈与税を支払わねばならない（相続税法第33条）。これは受益者の担税力を考慮するまでもなく明らかに税金の前取りではなからうか。」¹⁶⁾と述べ、さらに「理論的には、信託期間終了日、即ち受益者が当該受益権を完全に使用収益できることとなった日に、受益者は委託者より名実ともに贈与を受けた、と考えるのが正しいのではなからうか。」¹⁷⁾という見解を示されている。

また、佐藤英明教授は「例えば、受益者を委託者の友人の子ども3名とし、信託損益は留保して受益者の誰かの健康、教育上の必要に応じ、受託者の裁量によって分配される信託が設定されたとしよう。この他益信託の設定時にこれら3名の『受益者』の将来の受益内容を確定し、その『受益権』の価格を評価することは不可能であると考えられる。……現行法でこのような信託の設定に対応するためには、将来の受益内容を具体的に決定しようがない以上、それは等しいと考えて3名の受益者が等しい内容の受益権を有するものとして設定時課税、および収益課税を行うしかない。しかし、それは現実の受益内容と大きく乖離する可能性が否定できない」¹⁸⁾と述べられており、信託設定時課税の制度は、将来の受益の内容やその有無がはっきりしない場合に対応することが困難だと指摘しておられる。

3. 収入及び支出の帰属と課税者

改正前の信託課税において、「信託財産に帰せられる収入及び支出について」は「受益者が特定している場合その受益者」、「受益者が特定していない場合又は存在していない場合その信託財産に係る信託の委託者」が「その信託財産を有するものとみなして」課税するとされていた¹⁹⁾。

この規定により所得の帰属のみならず、信託に留保される所得についてもそれが稼得された年分の所得として、受益者が委託者かのどちらかに課税することを規定し、信託に所得を留保することによる課税の繰延べを排除している²⁰⁾。

しかし、この信託課税制度には二つの大きな問題ある。まず一つ目が、委託者が信託財産に何らの権利も有していない場合であっても受益者が不特定・不存在であれば信託所得につき委託者が納税義務を負うことになること。そして二つ目が、委託者が信託財産に対して何らかの権利を有していたり、または受益者の受益から間接的な利益を受けていたりしても、受益者が特定されている限りは当該受益者のみが信託所得の納税義務者となることである。前者の場合、委託者は将来特定されるはずの見ず知らずの受益者のために留保され続ける信託収益に対して所得税の納税義務を負うことになり、後者の場合は、信託財産に対する実質的な権利や利益を委託者が保持したまま、その納税義務を受益者に負わせることができ、所得分割による租税回避を行うことができるという問題が生じる²¹⁾。

第3節 信託課税の改正の概要

平成18年の信託法改正（平成18年法律第108号）に伴い、平成19年の税制改正（平成19年法律第6号）において信託課税の整備が行われた。この信託法の改正は、信託課税に大きな変化をもたらした。

この改正により信託法では、委託者が自ら受託者となる信託（自己信託）や、受益者の定めのない信託（目的信託）など新たな類型の信託が認められるようになり、会社が行う事業の一部を信託するなど、従来とは異なる信託の利用形態に対応した制度整備が行われた。こうした中で、信託課税においても新たな信託類型に対応する課税制度を適切に措置することが必要であるとされた²²⁾。

現行信託法の下では、信託の「多様化」及び「柔軟化」が図られている。上に挙げた自己信託をはじめ、受益証券発行信託、限定責任信託の設定が

認められたことも、この多様化が進んだ現れと言え、受益者変更権限の明
定や複数の受益者がいる場合における意思決定方法についての明定等は信
託の柔軟化が進んだことの現れだと言える²³⁾。

また、資産と負債に関する規定も新たに設けられた。「信託の受益者
(受益者としての権利を現に有するものに限る。)は当該信託の信託財産に
属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せら
れる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして」²⁴⁾課税すると
明確化された。

第4節 平成19年改正後の信託課税の問題点

現行信託法制定による信託の多様化及び柔軟化に伴い、平成19年の税制
改正では、信託課税の多様化が図られた。しかしこれは、信託法における
多様化に忠実に対応して設定されたわけではなく、むしろほぼ違う形で作
られているものがある²⁵⁾。例えば、その典型的な例が目的信託である。目
的信託とは、受益者の定めまたは受益者を定める方法の定めのない信託、
すなわち、受益権を有する受益者の存在を予定しない信託のこと²⁶⁾であ
り、信託法において「受益者の定めのない信託」²⁷⁾と規定されている。

一方、税法においては「受益者等が存しない信託」というものがあるが、
信託法上の「受益者の定めのない信託」と信託課税上の「受益者等が存し
ない信託」は一見対応しているように見えてその内容はおよそ違うもので
ある²⁸⁾。

信託法上の「受益者の定めのない信託」とは、恒久的に受益者を持たな
い信託であり、受益者の定めのない信託において、信託の変更によって新
たに受益者を定めることや、また、受益者の定めのある信託において、信
託の変更によって受益者の定めを廃止することはできないとするものであ
る。これに対し、信託課税上の「受益者等が存しない信託」とは、一時的
に受益者がいないものを含み、現在は受益者が存在しないが、将来的に受
益者が存在することとなる、あるいは、現在の信託の受益者が、ある一定

の条件下でいなくなることがある信託を示している。このように、税法上の種別は、信託法と必ず対応している訳ではなく、一般には信託課税は信託法にマッチした作りになっていない²⁹⁾。

また、信託財産の考え方についても大きな問題が存在する。信託課税は、信託の設定により信託財産に関する権利が委託者から受益者に移転したものとみなされるため課税の対象となる。つまり、課税関係は、信託課税上、信託財産に帰属する収益や費用が、その受益者に帰属するというこゝによって決定されるのであり、そこに信託に直接帰属する「信託の収益」や「信託の支出（費用）」という考え方が入り込む余地はない³⁰⁾。

すなわち、信託が設定され、受益者が特定し、存在するにいたれば、その時点で受益者に信託に対する課税が行われることになり、信託自体の存在は課税上無視されるのである³¹⁾。

第5節 小 括

大正11年に旧信託法が設定されたことに伴い、税法においても、信託課税に対する規定が設定された。信託課税はその立法後、すぐに信託課税のタイミングという問題にぶつかった。信託設定時課税では、その課税が行われる時には、未だ受益者が信託財産からの利益を受けていない場合が存在し、担税力の面で問題があったのである。昭和28年の税制改正が行われるまでは、信託設定時課税が取られたり、現実受益時課税が取られたりと、受益者の担税力が考慮された課税措置が取られたのだが、この改正以降は、信託設定時課税が取られ続けており、受益者の担税力よりも課税の公平性が重要視されている。

このような信託課税の問題は多数存在するが、これの大きな原因は、信託課税が信託法の理論を十分に反映されずに制度設計がされている点にある。この理論的反映の不十分さからくる信託法と信託課税との乖離は、「受益者」概念にも大きく影響している。次章では信託法上の「受益者」概念、及び改正前の信託課税における「受益者」概念、並びに改正後の信

託課税における「受益者」概念について検討していく。

第2章 信託課税における「受益者」の意義

本章では第1節で信託法からみた「受益者」の意義を述べる。そのうえで第2節及び第3節において、改正前及び改正後の信託課税上の「受益者」の意義を検討する。

第1節 信託法における「受益者」

1. 受益者

旧信託法では、信託が受益者のための制度であることが法文上明確にされておらず、受益者が受託者を監視・監督する権利についても必ずしも十分に整備されていなかった。そこで、現行信託法では、信託が「受益者」の利益のための制度であることを前提として、「受益者」の権利・利益を保護、強化、またはそれらについて明確化、合理化するための規定が整備された³²⁾。

信託法2条6項は「この法律において『受益者』とは、受益権を有する者をいう。」とし、同2条7項は「この法律において『受益権』とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対して負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下『受益債権』という。）及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう。」と規定している。

学説上受益権とは、「狭義の受益権（受益者が受託者に対して有する給付請求権をいうとされる。）と広義の受益権（狭義の受益権のほか、第16条第1項³³⁾の規定に違反する強制執行等への異議権、受託者の信託違反の処分行為の取消権等の権利を含む概念とされる。）があるものとされる。また、受益者は受託者に対して費用等の補償債務又は報酬支払債務（以下

「補償債務等」という。)を負うこともある地位にある。」³⁴⁾とされ、「受益者が信託行為に基づいて有する権利の総体を『受益権』といい」³⁵⁾(なお、受益権の概念に補償債務等を含めるものとする考え方もあり、この考え方によると、受益者が信託行為に基づいて有する「権利義務」の総体を「受益権」というと考えられる。),「受託者が信託行為により受益者に対して負担する信託財産の給付債務に係る債権を『受益債権』ということとしている。」³⁶⁾。

2. 受益権の取得

信託法88条1項は「信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定されたもの……は、当然に受益権を取得する。」として受益権の取得時期を規定している。また、信託法88条2項では「受託者は、前項に規定する受益者となるべき者として指定された者が同項の規定により受益権を取得したことを知らないときは、その者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。」と、受益者として指定された者に対する通知を規定している。

一般に、「契約によって、当事者以外の者に利益も不利益も与えることはできない。」と解されているが、旧法7条³⁷⁾は信託行為により受益者として指定された者は、信託行為に別段の定めがない限り、受益の意思表示を要することなく、当然に受益権を取得するものと規定していた³⁸⁾。

旧信託法に引き続き、現行信託法（信法88）でもこのような例外が定められたのは、「受益者として指定された者が当然に受益権を取得することにより、その後は、委託者と受託者との合意のみによって受益権の内容を変更することはできず、受託者に対して各種の義務が課されることになる等の効果を直ちに導くことができるのであって、受益者の利益となり、その合理的意思にも合致する」³⁹⁾と認められたからである。

また、信託法88条2項に規定される、受益者として指定された者に対する受託者の通知義務規定の制定は、「信託行為により受益者として指定さ

れた者の中には、指定のあったことを必ずしも知らない者がいることもあり得る。このような場合には、受託者が受益者として指定された者に対して受益権取得の事実を通知しなければならないとすることが、受益者の権利行使の機会を確保することにつながり、受益者の保護に資すると考えられ⁴⁰⁾ることによるものである。

以上をふまえると、信託法における「受益者」とは、受益債権とこれの給付を受けるために受託者に対して持つ権利あるいは権利義務の総体である受益権を持つものであり、この受益を当然に取得する者であるといえる。

第2節 平成19年改正前の信託課税における「受益者」

改正前の信託課税上では、「受益者」について規定されていない。そのため、通常は信託税法からの借用概念によって理解される。借用概念について問題となるのは、それを他の分野で用いられているのと同じ意義に解すべきか否かであるが、わが国では、税法上借用概念は他の法分野における同じ意義に解釈するのが租税法律主義に合致しているとの立場を取るのが通説である⁴¹⁾。したがって、改正前相続税法における「受益者」は、旧信託法における「受益者」の意義と同義と考えられるが、旧信託法においてはその意義を「受益者とは、委託者が信託の利益を与えようと意図した人たち、または、彼らの権利を承継した人たちをいう。」⁴²⁾としているのみで、信託法により明確に規定されていなかった。つまり、改正前の信託課税上の「受益者」とはどのような者であるのかは、独自に解釈する必要があったのである。

ここで、信託課税上の「受益者」に対する従来からの検討について紹介する。

星田寛氏は、改正前「相続税法第4条の条文上は、『委託者以外の者が信託の利益の全部または一部についての受益者であるときは』『特定し又は存在するに至ったこと』と記載されていても、課税実務としての事実認定においてはどうかであろうか。詐害行為だけでなく単に名義だけ信託形式

にしたに過ぎない場合はどうであろうか。」⁴³⁾さらに、撤回可能信託の場合は「単に信託契約に形式的に受益者名が定められているから信託行為により信託設定時において元本受益者が確定し特定したとはいえないのではないだろうか。」⁴⁴⁾と述べられており、信託法上の「受益者」と信託課税上の「受益者」概念が一致しない可能性を指摘しておられる。

また、下野博文氏は「受益者が受益権を取得しても、常に受益者としての地位が不安定であるから、受益権の取得が受益者の担税力を実質的に増加せしめたかどうか」⁴⁵⁾は疑問であると述べられている。つまり、信託課税が行われるにはそこに担税力の裏付けが必要であり、この裏付けが得られるのは、形式的に権利が確定した時ではなく、実質的に権利が確定した時であり、この時に信託課税上「受益者」となるという見解を示されている。

これらの意見から、従来から、信託課税上の「受益者」概念と信託法上の「受益者」概念とを同一視することに問題があるとされていたことが分かる。しかし、この「受益者」概念は解釈の範疇にすぎず、実際に条文で規定されていたわけでない。実務においては「現実に信託の利益の分配を受けていなくても自己のものとして課税される……このように、もらっていないけれども課税されるというと、何か厳しい取扱いのように感じられるかもしれませんが、従来から、あるいは今でも当然のように、このような課税の仕組みが信託に対する本来的な課税である、信託税制の大原則であるといわれています。」⁴⁶⁾というように、信託契約上における「受益者」と信託課税上の「受益者」とは同一視され、信託契約上「受益者」であれば、自動的に信託課税上においても「受益者」であり、課税の対象とされた。

第3節 平成19年改正後の信託課税における「受益者」

改正後の信託課税では、単なる形式主義により、信託課税上の「受益者」を決定することが見直された。改正後所得税法13条は「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に

属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。」と規定しており、信託課税上は受益者に信託財産が帰属するとみなされることが明確化された。

また、改正後相続税法9条の2では「信託（退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。）の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。）となる者があるときは、当該信託の効力が生じた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与（当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。」と規定された。

これにより、受益者等は「受益者として権利を現に有する者」及び「みなし受益者」⁴⁷⁾とされ、改正前と比べてその範囲が具体化した。しかし、この受益者等の具体的な定義については、みなし受益者の一である「特定委託者」については法令での定めがあるが、「受益者としての権利を現に有する者」とされる受益者の判定基準について、現行の法令では明確に規定されておらず、相続税法基本通達9の2-1においてその例示が設けられているにすぎないという問題点がある。

相続税法基本通達9の2-1は、改正後相続税法9条の2に規定する「受益者としての権利を現に有する者」の範囲に関して、信託法182条1項1号（残余財産の帰属）は残余財産受益者⁴⁸⁾が含まれる、停止条件⁴⁹⁾が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者は含まれない、

信託法90条1項各号（委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例）に規定する委託者死亡前の受益者は含まれない、信託法182条1項2号に規定する帰属権利者⁵⁰⁾は含まれない、という4つの例示を掲げているのみである。

そもそも、改正前の信託課税上で「受益者」の意義が問題となったのは、

旧信託法において「受益者」の定義が明確に規定されていなかったため、借用概念によって信託課税上の「受益者」を解釈することができなかったことに端を発する。しかし、信託法2条7項で「受益者」の意義が、同条6項で「受益権」の意義が規定された。これによって、信託課税においての「受益者」の意義を信託法からの借用概念によって解釈できるようになった。本章第1節で信託法上の受益者とは「信託行為に対して有する権利あるいは権利義務の総体を持つもの」とであると示した。つまり、借用概念を用いると、租税法上の「受益者」も「受益者が信託行為に対して有する権利あるいは権利義務の総体を持つもの」とと言える。しかし、信託法上の「受益者」概念と、信託課税上の「受益者」概念を完全に同一視することは問題を生じさせ得る。佐々木浩氏は「信託法の受益者概念はかなり広いことから、受益者とされる者であっても、その時点で、信託に対するコントロールと財産権を行使でき得る者でなければ、税制上信託財産等を持っているとすること、つまり課税対象者とすることまではできないと考えられる⁵¹⁾と述べられており、さらに受益者が「権利を現に有する者」と限定されていることに対して、「受益者であっても、その受益権による権利の行使が可能な者でなければ、課税対象者から除くため⁵²⁾だと述べられている。すなわち、改正後信託課税においては、従来のように、信託法上「受益者」であるから自動的に課税対象にするのではなく、その信託の機能や実態を考慮して課税するべきというのである。

また、佐藤英明教授は、信託課税上の「受益者」を「権利を現に有する者」に限定するのは「信託法上、受益者だが受益権を有しないとされている場合、たとえば信託法90条2項⁵³⁾などの場合を税制上『受益者』としないため」にだど考えるべきだと述べられている⁵⁴⁾。これは相続税法基本通達9の2-1において「受益者としての権利を現に有する者」の中には「停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者」が「含まれない」と示されている点を受けての指摘である。佐藤英明教授は「受益権を有しているが受益債権が条件付きである」という者と、「受益権の取

得そのものが条件付きである」という者は信託法上明らかに立場が異なるとの主張をされている。「受益債権が条件付きであってもなお受益者としての権利を現に有するものと認めるべき」、すなわち、「受益権を有しているが受益債権が条件付きである」者は信託課税上「受益者」とであるとされている⁵⁵⁾。

受益債権が停止条件付きである場合であっても、例えば将来自分条件成就の折に得るかもしれない受益債権を毀損するような受益者の行為に対してこれを差し止めるという権限（確保権の一種）が与えられる。信託法からの借用概念を用いて「受益者としての権利」と「受益権」とが同義であるとすれば、「受益者としての権利」とは「受益債権及び受益債権確保権」を有するものと同義と解釈できるので、この受益債権確保権が行使可能であるのならば受益権を有していると考えられるというわけである⁵⁶⁾。

この考えは実際上の考慮という観点からも重要である。たとえば、現金を受け取るという実際の受益の有無が年ごとに一定の条件によって決定されるような信託は簡単に設定できる。この場合に、受益債権が条件付きだというだけで受益者ではないとすると、今年は条件をクリアしたから受益者である（現実の受益があった）、来年は条件をクリアしなかったから受益者ではない（現実の受益がなかった）というように受益者の有無を頻繁に変更することができることとなる。このような受益者の頻繁な変更は、受益者の変更そのものが資産課税のきっかけとなるということを含めて、課税関係を非常に不安定にする⁵⁷⁾。

以上を踏まえると、改正後の信託課税における「受益者」とは、受益権の行使可能性を考慮されて信託法に規定される「受益者」のうち「権利を現に有する者」と限定されるが、この「権利を現に有する者」の範囲についてはまだまだ検討の余地を残していると言える。

第4節 小 括

信託法は「受益者」を定義しており、信託法で定義されている「受益

者」が有する受益権は、受益債権とこれを確保するために法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利によって構成されている。信託法は「受益者」の利益保護を前提としての制度であり、そのために様々な法整備がなされた。つまり、信託法上の「受益者」とは、利益の享受とその保護を目的とされた者と解釈できる。

改正前の信託課税上の「受益者」は信託課税においても、旧信託法においても規定されていなかった。そのため、課税上の「受益者」を独自に解釈する必要があった。学説では、単に信託契約上の「受益者」であるから、信託課税上においても「受益者」であるとするのはあまりにも形式的であり、また担税力の観点からも適当ではないと考えられていた。しかし、実務上は信託契約上の「受益者」と信託課税上の「受益者」は同一の者として扱われていた。

信託法改正により、信託法上での「受益者」は規定されたが、改正後の信託課税上では、信託法とは別に、独自に「受益者」の範囲を決定した。信託の受益者のうち「利益を現に有する者」が信託課税上の「受益者」とされたのである。これに伴い「利益を現に有する者」とはどのような者なのかの解釈必要性が出てくるが、これについては法令による定めはなく、通達にとどまっているのみである。

次章では、この第2章における「受益者」の意義をふまえて、信託課税における「受益者」を改める。そして改正前相続税法4条1項における「受益者」の意義が争われた事案である名古屋地裁平成23年3月24日判決を具体例に挙げ、受益者の意義を再検討する。

第3章 信託課税における受益者の基本的考え方の再検討

本章では、第2章の検討を受けて信託課税における「受益者」の意義を再検討する。第1節では信託法と信託課税の考え方の乖離について述べる。次に第2節では両者の乖離がもたらす諸問題について検討し、双方の違い

から生じる信託課税上の問題点を指摘する。そして第3節では信託課税における受託者課税信託の問題点についてみていき、第4節では名古屋地裁平成23年3月24日判決を題材にして、改正後の信託課税上での課税関係を検討する。

第1節 信託法と信託課税の考え方の乖離

1. 信託法

旧信託法では、受益者が複数の信託や、資産の流動化目的の信託、あるいは、高齢者や障害者等のための財産管理や生活支援を目的とするいわゆる福祉型の信託等、社会や経済活動の発展・多様化に伴って出てきた、様々な類型の信託に適切に対応することが困難であった⁵⁸⁾。

そこで、現行信託法では、公益信託の部分を除き、旧信託法の全面的かつ抜本的な見直しが行われた。旧信託法が全65か条（公益信託を除く）にとどまるのに対し、現行信託法は全271か条に及ぶ。その要点は次の3点に集約することができる⁵⁹⁾。

当事者の私的自治を基本的に尊重する観点から、旧信託法の過度に規則的なルールを改め、受託者の義務の内容を適切な要件の下で合理化している点、受益者のための財産管理制度としての信頼性を確保する観点から、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規定や制度を整備している点、多様な信託の利用ニーズに対応するため、新たな類型の信託の制度を創設している点である⁶⁰⁾。

例えば、現行信託法では、受益者の権利の取得および行使に関し、「遺言代用の信託」（委託者の死亡により他の者が受益権を取得する旨の定めのある信託）及び「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託」（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めのある信託）が新設された⁶¹⁾。

「遺言代用の信託」は、いわゆる福祉型の信託であり、高齢者や障害者の財産管理のための信託、親亡き後の障害者などケアを要する者の扶養のための信託など、その活用の余地は広い。また、「後継ぎ遺贈型の受益者

連続信託」は、親族の生活保障、個人企業経営や農業経営等における有能な後継者の確保など、共同均分相続とは異なる財産承継のニーズに応えることができる⁶²⁾。

2. 信託課税

納税義務は、課税物件がある者に帰属することによって成立し、課税物件の帰属した者が納税義務者となる⁶³⁾。何が個別の租税の課税物件であるかは、個別租税法がこれを定めているが、それは客観的に担税力の存在を推定させるような物・行為または事実でなければならない⁶⁴⁾。

信託課税の根拠条文の一である所得税法13条1項は「信託の受益者（受益者としての権利を現に有する者に限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。」と規定している。

また、相続税法9条の2は「信託……の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに当該受益者等……となる者があるときは、当該信託の効力が生じた時において、当該信託の受益者等……となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与……により取得したものとみなす。」と規定している。つまり、租税法は、「財産の移転」という事実に見出し課税を行うのである。

ここで、信託の財産の帰属についてみると、信託は委託者の特定財産を受託者に移転し、その財産を一定の目的のために管理・処分させ、これから得られる利益を受益者に受けさせる契約であり、信託財産の所有権は委託者から受託者に移転する。そこから生ずる所得は、法律上は受託者に帰属するのだが、実際には、受託者は信託財産を自己の固有財産とは分別して管理し、一定の信託報酬を受けるのみで、それを差し引いた信託利益の全部は受益者に支払われ、あるいは将来特定されるべき受益者のために積み立てることとされている⁶⁵⁾。このことから、信託課税では、委託者から受

益者に信託財産が移転したと考える。したがって、この信託財産の移転を原因として、所得税法では、課税物件の経済上の帰属者⁶⁶⁾である受益者に対して所得税が課され、相続税法では、適正な対価を負担せずに財産が受益者に移転したとして相続税(あるいは贈与税)が課税されるのである。

以上から、信託法は、信託という制度を利用して、受益者の様々な目的に活用できるよう、柔軟で多様な制度とすることを目的に制定されたといえる。一方、信託課税では「財産の移転」による担税力に着目して課税関係が生まれるものであり、信託法と信託課税とでは、その考え方が根本的に異なるのである。

第2節 両者の考え方の乖離がもたらす諸問題

前節では信託法と信託課税の考え方の乖離を明らかにした。本節では具体的な事例を用いながら両者の考え方の乖離がもたらす諸問題を考えていきたい。

1. 停止条件が付された「受益者」に対する課税問題

事例1: 委託者を父、受益者を委託者の子供AとBとする信託契約を結ぶ。ただし、Bは 大学合格を停止条件とする受益者である。

信託法上このような信託契約を結ぶことは当然可能であり、信託法上A及びBは共に「受益者」となる⁶⁷⁾が、信託課税上はどうなるだろうか。Aは当然「受益者としての権利を現に有する者」であり、信託課税における「受益者」である。しかしBには停止条件が付されており、 大学に合格しなければ「受益者としての権利を現に有する者」に該当しない。よってBは信託課税上「受益者」ではない。

このように、受益者が2以上存在する場合において、一部の受益者が停止条件付等の理由で受益者としての権利を現に有しないときの課税関係は、所得税法施行令52条4項に、受益者「が二以上ある場合……信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者とその有する権利の内容に應

じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられる……」と規定されていることから、信託設定時において、受益者としての権利を現に有するAにのみ信託財産に帰する全ての収益に関して課税される結果となるのである。

2. いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託における課税問題

事例 2: 委託者である夫が、その所有する賃貸建物を受託者に譲渡し、賃料を受益者に給付することを目的とする信託を設定した上で、自己の生存中は自らが受益者（第一受益者）となり、自己の死亡により妻が受益者（第二受益者）となり、その後、妻の死亡により子が受益者（第三受益者）となり、さらに、子の死亡により未だ生まれていない孫が受益者（第四受益者）となる信託を設定したとする。

(1) 信託法における考え方

旧信託法では明文の規定がないことから、民法上後継ぎ遺贈が許されないと解される⁶⁸⁾こととの関係で、信託を用いて同じことを目指す後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託が許されるかどうかについては必ずしも明らかではなかった。しかし、現行信託法ではこのような信託が有効であるとの前提に立ち、91条で「受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託は、当該信託がされた時から30年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する」と規定され、このような信託の設定が可能となった。

後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託は、生存配偶者その他の親族の生活保障の必要や、個人企業経営、農業営業等における有能な後継者の確保等のために、共同均分相続とは異なる財産承継を可能にする手段としての二一

ズがあるとされている⁶⁹⁾。

この事例の場合では、信託設定の時から30年を経過した時よりも前に夫が死亡すれば、受益権は第二受益者である妻が取得することになり、さらに妻が信託設定の時から30年を経過した時よりも前に死亡すれば、受益権は子が取得することになる⁷⁰⁾。さらに、信託設定の時から30年を経過した時点で孫が生まれていれば、子が死亡すれば孫が受益権を取得する。

(2) 相続税法9条の3の課税関係及び適用範囲

課税関係と評価

相続税法9条の3は受益者連続型信託の課税関係を示している。

受益者連続型信託に関する権利を受益者が適正な対価を負担せずに取得した場合において、最初の受益者(第一受益者)は、委託者から贈与により受益権を取得したものとみなされ課税される。最初の受益者の次に受益者となる者(第二受益者)においては、最初の受益者から贈与により受益権を取得したものとみなされ課税される。第三受益者以後に受益者となる者についても同様の課税を受けることになる⁷¹⁾。

このような信託では、信託の収益受益権⁷²⁾について制約がある。たとえばこの事例の場合で妻を例にとると、夫が死亡するまで収益受益権は受け取れないが、自分が死んだ後は子に引き継がなければならないとか、収益受益権は受け取れるが元本受益権⁷³⁾は受け取れない等の制約がある。しかし、評価に際してはこれらの制約は無視され、収益受益権の評価が常に100となる。つまり、収益受益権を連続して割り当てる後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託の場合、制約のある収益受益権の移転が、常に信託財産全体の贈与と同じ税負担を負うという効果を持つのである⁷⁴⁾。

適用範囲

相続税法9条の3は信託法91条及び同法89条1項の信託に加えて「その他これらの信託に類するものとして政令で定めるもの」と規定している。この「政令で定めるもの」とは相続税法施行令1条の8で定められており、「受益者等の死亡その他の事由により、当該受益者等の有する信託に関する

る権利が消滅し、他の者が新たな信託に関する権利を取得する」ものや、「順次他の者が信託に関する権利を取得する」ものの規定の他、「これらの信託に類するもの」が規定されている。しかし、結局のところ、何が「類する」ものなのかは明らかでなく、ただ相当に広い信託を対象として、この収益受益権の評価をいわば常に100にするという特別規定が適用されることが読み取れる⁷⁵⁾という指摘があり、信託課税に対して、その対象が広すぎると批判されている。

この課税の範囲に関して佐藤英明教授は「信託法は柔軟な信託の設定によって個人の資産、或いは遺産の管理に資するというのを重要なミッションにしていたと、私は理解しております。その理解に照らすと、このような税制は、新信託法の基礎的な発想と大きく齟齬を来します。新信託法がわざわざ後継ぎ遺贈型の信託に道を開いたにもかかわらず、現行制度は税制をもってその道をふさぐに等しいのではないかと思います。仮に後継ぎ遺贈型受益権連続信託に租税回避の可能性があるととしても、ここまでの規定が必要であるかということには、疑問を抱かざるを得ないわけです。」⁷⁶⁾と述べておられ、信託に対する過度な課税に対して懸念を示されている。

第3節 目的信託と受益者課税

1. 目的信託

信託法は「受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）」を認めている。「受益者の定めのない信託」とは、受益者に定めまたは受益者を定める方法の定めのない信託のことであり、受益権を有する受益者の存在しない信託のことである。したがって、信託財産は、受益者の利益のためではなく、信託行為で定められた信託の目的の達成のために管理処分等がされることになる⁷⁷⁾。

旧信託法の下では、そもそも信託とは受益者のための制度であることから、信託が有効に成立するためには、信託設定時に受益者が特定・現存し

ている必要はないが、少なくとも受益者が確定し得ることが必要であり、受益者を確定し得ないものは、公益信託を除き、無効であるとされてきた⁷⁸⁾。しかし、実務上権利能力のない者(もの)が実質的な受益者である信託や、将来にわたり何らかの利益を受ける者を想定しているが信託目的が必ずしも公益的とまではいえない信託、厳密には公益目的ではない市民活動やボランティア活動等の地域社会に根づいた活動の受け皿としての使用などといった実務的な要望があった。現行信託法はこれらの要望に応えて創設された⁷⁹⁾。

2. 目的信託への課税

(1) 受益者課税の原則

目的信託に対する課税関係をみる前に、信託課税の原則を再度確認する。

信託は所得税法13条1項、法人税法12条1項の、「信託の受益者は信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、信託財産に帰せられる収益及び費用についても受益者のものとみなす」との規定により、または相続税法9条の2における「適正な対価を負担せずに受益者となるときは、信託財産に関する権利を委託者から贈与により取得したとみなされ」ることにより課税が行われる。これらの規定が定めている信託課税の方式は、一般に受益者等課税信託と呼ばれており⁸⁰⁾、信託課税はこれを原則としている。

(2) 目的信託への受託者課税

税法の「受益者等が存しない信託」は、法人税法2条29号の2口で規定されている。そして、法人税法4条の61項では「法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用)ごとに、それぞれ別の者とみなして」⁸¹⁾課税すると規定されており、目的信託はこの条文により課税が行われる。

平成18年における信託法改正に伴い、税法上信託に関する権利を有するものとされる者（受益者等）の範囲が実態に応じて見直されたことから、平成19年度の税制改正により、この「受益者等が存しない信託」が設定された。この「受益者等が存しない信託」について課税を行わないことは、課税の公平上問題が生じることから、一義的な所得の帰属主体である受託者に対して、各事業年度の所得に対する法人税が課されることとされた⁸²⁾。しかし、この受託者信託課税については問題が指摘されている。

佐藤英明教授は「私法において法人格が与えられていない、単なる契約関係にとどまる信託について、それを一定の場合に法人とみなして課税を行う、いわば『手段としての法人課税』という発想 本来納税義務者となるべき者がいないなどの何らかの課税上の困難が生じる場合に、その解決方法として、法人の存在を擬制して法人課税を行うという考え方 への道を拓くものだとも評価され」と述べられている。

また、本節2.(1)でも確認をしたが、信託課税は受益者課税が原則とされている。目的信託のような受益者の存在しない信託について、どのような課税関係をとるのかは検討を要するところであるが、信託法上受託者は数多の債務こそ負うものの、信託財産からの利益を享受することはないことを考えると、受託者に課税を行うことに疑問を感じざるを得ない。

第4節 名古屋地裁平成23年3月24日判決の検討

名古屋地判平成23年3月24日は、改正前相続税法4条1項における「受益者」の意義について争われた事案である。今後、信託に関する需要の拡大や、信託契約の複雑化が予想され、信託課税上の「受益者」とは何たるかを明らかにすることは必要である。本件はこの信託課税における「受益者」概念が検討されることとなった点で、非常に重要な役割を果たしているといえる。

1. 事実概要

原告の祖父Fがアメリカ合衆国(以下「米国」という。)ニュージャージー州法に準拠して、米国籍のみを有する原告を受益者とする信託を設定したところ、処分行政庁が、この信託行為につき、改正前相続税法4条1項を適用して贈与税の仮決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分をした。これを受けて原告はその取消しを求めた。

(1) 当事者等

原告は、日本国籍のA及びBの二男として、平成15年に米国において生まれた米国籍のみを有し、日本国籍を有しない男児である。A及びBの間には、原告の他に、C(長男)、D(三男)、E(四男)の3人の子がいる。Fは、Aの父親である。

(2) 信託契約の締結等

Fは平成16年8月4日、G社との間で、米国ニュージャージー州法に準拠して、Fを委託者、Gを受託者とする信託契約(以下「本件信託契約」といい、本件信託契約に係る契約書を「本件信託契約書」、本件信託契約によって設定された信託を「本件信託」という。)を締結した。そして、Fは、同月26日、本件信託における信託財産(以下「本件信託財産」という。)として券面額500万米国ドル(以下、単に「ドル」と標記する。)の米国財務省短期証券(以下「本件米国債」という。)をGに引き渡した。なお、Fは、本件米国債を、スイスにおいて保管していた。

本件信託契約書の冒頭には、本件信託は、Fの子孫らのために設定された旨の記載があり、本件信託契約4条1項には、本件信託の受益者として原告の氏名が記載されている。また、本件信託契約7条1項には、委託者は、本件信託の目的を満たすための適切な投資戦略は生命保険証券への投資であると信ずる旨の記載がされている。

Gは平成16年9月15日、H他5社との間で、Aを被保険者とする生命保険契約(以下、この6つの生命保険を総称して「本件生命保険」という。なお、本件生命保険における保険金総額は6083万6103ドルである。)を締

結し、保険料として合計440万ドルを支払った。

(3) 原告の居住関係等

平成15年11月2日、A、B及びCは渡米し、Aが役員を務める株式会社の所有するカリフォルニア州にあるコンドミニウム（以下「本件コンドミニウム」という。）で生活し、同年に米国において原告を出産した。

平成16年9月2日、B、Cは原告と共に帰国し、日本で生活した。平成17年5月9日、B、Cは原告共に渡米し、約3か月の間、本件コンドミニウムで生活した後に帰国した。Bは、その間、Dを米国において出産した。

(4) 課税処分の経緯等

原告は、平成16年分の贈与税の申告をしなかった。これに対し、処分行政府は平成19年1月25日付けで、原告に本件信託により取得した財産の価額の合計額（課税価格）を5億4565万9864円とし、贈与税額を2億7002万9500円とする贈与税の決定処分及びこれに関する無申告加算税の額を4050万3000円とする無申告加算税賦課決定処分（以下、両者を併せて「原処分」という。）をした。その後、不服審査の段階で、課税価格5億4513万2799円、これに対する贈与税額を2億6976万6000円、無申告加算税の額を4046万4000円とする裁決をした（以下、この裁決後の各処分を「本件課税処分」という。）

2. 当事者の主張

(1) 被告の主張

本件課税処分が適法となるためには、Fが本件信託行為をした時点において原告が本件信託の利益の全てについて受益者となっていたことが必要である。本件信託契約において、受託者は自己の裁量において、原告の一定の目的のために妥当であると思われる金額を原告に支払い、又は原告の利益のために利用する旨の記載がある。したがって、本件米国債の引き渡しがあった平成16年8月26日において、原告が本件信託における受益者であることは明らかであり、その他に受益者として指名されている者はいな

いことから、原告が唯一の受益者である。

原告は、本件信託の設定者であるFの意思によれば、本件信託は「子孫等」のために設定されたもので、特定の子孫の利益のために設定されたものではなく、原告は唯一の受益者ではないと主張する。しかし、その主張は、次のとおり失当である。

原告は、本件信託契約書に「本トラストは、Fの子孫らの利益のために設定されたものであり」と記載されていることを根拠としてあげるが、「子孫ら」の範囲や「利益」の中身も具体的ではないなど、本件信託設定時において、原告以外に受益者となるものを具体的に定めるものではないから、この記載は、本件信託設定時において原告が唯一の受益者であることを否定するものではない。

Fは、創業した事業や財産に関して、K銀行東京オフィスのLから日本と米国の双方において納税の必要性が生じない信託を勧められた。これを受けて、Fは本件信託を設定したのであるから、Fは、本件信託設定当時、この契約の重要な要素である、米国籍を有し、かつ米国の居住者である原告を唯一の受益者とすることを意図していたというべきである。

原告は、受託者であるGに本件信託による利益分配に関する裁量権があることを根拠に、原告が信託利益の全部の受益者には該当しないと主張する。

確かに本件信託契約4条1項によると、信託財産の分配は受託者の裁量的判断に委ねられているが、これは、Gが本件信託財産の分配の時期、分配額についての裁量があることを明らかにしたものにすぎず、しかも、本件信託契約4条1項は「(原告)の利益のために利用する」との文言があり、裁量権は原告のために行使されるのであるから、原告が受益者であることを否定するものではない。

(2) 原告の主張

改正前相続税法4条は、ある者に信託受益権が確定的に帰属したと認められる状態になったときに、その者の信託受益権の取得原因が贈与である

とみなすことにより、信託受益権を課税物件として、その取得者に贈与税を課すための根拠規定である。仮に信託契約において「受益者」あるいはそれに類似する呼称を与えられて信託の利益を受ける可能性があると記載された者がいたとしても、その者に信託行為によって信託受益権が確定的に帰属させられていないのであれば、そのような信託行為について改正前相続税法4条1項を適用することは違法である。

3. 判決の要旨

改正前相続税法4条1項はみなし贈与に関して「信託行為があった場合において、委託者以外のものが信託……の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があった時において、当該受益者が、その信託の利益を受ける権利……を当該委託者から贈与⁸³⁾……により取得したものとみなす。」と規定している。これと同様に、改正前同法5条ないし9条⁸⁴⁾も、みなし贈与についての規定であり、改正前同法5条ないし9条と同様に、みなし贈与の規定である同法4条1項にいう「受益者」とは、当該信託行為により、その信託による利益を現に有する地位にある者と解するのが相当である。

4. 本判決に対する否定的意見

(1) 改正前相続税法5条ないし9条の援用による限定解釈への批判

信託契約上、財産が信託に留保されることとされている等、財産の給付に制限が付されている場合であっても、信託契約上受益者とされているものは「受益者」と考えざるを得ないにも関わらず、相続税法上の「受益者」に該当するためには「当該信託行為により、その信託による利益を現に有する地位にある者」でなければならないとするのは一種の限定解釈にほかならない。そして、明確性が求められる租税法規の解釈について、明文の根拠がないにも関わらず、このように、改正前相続税法5条ないし9条におけるみなし贈与の規定の立法趣旨を同法4条1項にも援用して「受

益者」の意味を限定解釈することは租税法律主義の観点からも問題である⁸⁵⁾。

この限定解釈によると、本件においては信託設定時に「受益者」が存在しないかまたは特定されないということになる。その場合は、所得課税では委託者課税とするように⁸⁶⁾、信託財産の権利が委託者に留保されていることを示唆する可能性がある。しかし、本件信託契約書において「完全なる贈与」と定めており、譲渡益課税を免れる信託設定を主張するのであれば、「受益者」は必ず存在することになるはずである⁸⁷⁾。

(2) 「現に利益を有する地位にある者」であることの必要性

信託法上において「受益者」の定義がなく、借用概念を用いることができない以上、「受益者」は信託契約上で利益を受けるものとされていれば、その時点で現実に利益を受けられるか否かを問わず、「受益者」に該当するものと解釈するのが相当である⁸⁸⁾。

改正前相続税法4条1項は「……委託者以外の者が信託……の利益の全部又は一部についての受益者であるとき……」と定められているのであるから、「受益者」とは贈与による「利益を現に有する者」であると殊更強調すべきでもない⁸⁹⁾。

(3) 停止条件付信託の規定を個別で設けていることの意義からの指摘

本判決のように「受益者」とは「当該信託行為により、その信託による利益を現に有する地位にある者」と解釈するのであれば、あえて改正前相続税法4条2項4号で「停止条件付きで信託の権利を与えている信託」についての規定を個別に設けているのかの説明がつかない⁹⁰⁾。停止条件付信託のみならず、同法4条2項3号の受益者不特定又は不存在の信託について、受益者が特定した場合の規定を設けていることへの説明にも窮する⁹¹⁾。

(4) 信託設定時課税の原則の適用場面を著しく狭める可能性の指摘

本判決の「受益者」の解釈は、信託契約において、受託者の裁量で受益者への配当金額が定まるといふ契約条項を設けさえすれば、実際は特定の受益者への全額の分配を意図していたとしても、受益者への課税時期を容

易に遅らせることが可能になりかねない⁹²⁾。信託に関連する相続税法に基づく課税は、昭和13年改正において信託設定時課税から現実受益時課税に改正されたのち、昭和22年改正により再び信託設定時課税に改正されて以降この点に関する改正はなされていないのであるから、相続税法が信託設定時課税の立場を取っている以上、現実受益時課税となるような解釈を採用することには問題がある⁹³⁾。

5. 本判決に対する肯定的意見

(1) 「現に利益を有する地位にある者」であることの必要性

本判決は、受益権がそもそも相続財産（債権）といえない状態のものについてまで、租税回避行為に対する規制等を目的に、信託設定時に課税することが許容されるのかといった問題意識が存するものである。信託によって贈与税・相続税を回避することを防止するための租税回避行為規定として立法化する場合であっても、相続財産といえない段階のようなもの（いわゆる期待権的なもので、相続税法においても相続財産といえないようなもの）の受益権までを規制対象にすることは、本来の課税（贈与税・相続税課税）を超えた課税をすることとなり、行き過ぎた課税（担税力が存しない状態のもとでの課税として憲法14条違反の問題となる。）を招来することとなるのであるから、本判決の判断は結論としては支持し得るものである⁹⁴⁾。

(2) 形式論と実質論の観点から

本件を形式的に考えると、信託設定時に祖父Fが本件米国債500万ドルを委託し、その時の受益者は原告であるため、あたかも本件米国債500万ドルを原告に贈与したと考えることもできる。しかし、実質的に考えると、原告が現実には本件信託から分配を受けるのは信託設定時にはまだ30代前半であった父Aが死亡した後（平均余命を考えると約50年後）か、2072年の満期後であり、しかも、その金額は受託者の裁量により不確定である。また、原告は限定的指定権者である父Aが別の者を受益者として指定するこ

とにより受益者でなくなることも考えられる⁹⁵⁾。

本判決は、相続税のみなし贈与の規定は、利益を現に有する者へ利益が移転することをとらえ、それが民法上では贈与とされないものを「贈与とみなす」とするものであり、利益を現に有していない者を「受益者とみなす」わけではなく、すなわち、利益を現に有しているかどうかは形式的にとらえるのではなく、実質的にとらえるべきだということを示唆している。したがって、実質的な利益の移転に着目することが改正前相続税法4条1項の受益者の解釈として適当とするならば、本件判決は妥当なものと考えられる⁹⁶⁾。

6. 本件の改正後相続税法の規定への当てはめ

本判決は改正前の相続税法による課税関係が適用されるのだが、改正後によるものでは、どのような課税関係となるのかを検討する。本判決では、信託行為により「利益を現に有する地位にある者」が「受益者」であるとされ、原告は利益を現に有する地位にいないから「受益者」ではないとされた。

改正後において、本件原告のように、信託法上は「受益者」であるが、信託課税上では「受益者」でない「受益者等が存しない信託」における課税関係はどのようになるのかをみていく。

(1) 設定時の課税関係

「受益者等が存しない信託」が設定された場合、委託者から受託法人に対する贈与により当該資産の移転があったものとみなされ⁹⁷⁾、受託法人に受贈益課税される⁹⁸⁾。受託法人に対するこの課税は、形式的には受贈益として法人所得への課税のように見えるが、実体としては、将来の受益者に対する相続税あるいは贈与税の前取りという面がある。

さらに本件の場合、本件信託契約書に「本トラストは、Fの子孫らの利益のために設定」されている旨が記されていることから、将来受益者等となるものは親族である。このような場合、信託の効力が生ずる時において、

信託の受託者は、委託者から信託に関する権利を贈与（委託者の死亡に基
因して信託の効力が生ずる場合は遺贈）により取得したとみなされる⁹⁹⁾。

したがって、本件の場合、信託課税上において受益者が存在せず、かつ
受益者が親族となるので、まず受託者に対して法人税と贈与税（又は相続
税）の両方が課される¹⁰⁰⁾。この場合、一つの信託設定行為に対して法人
税と贈与税（又は相続税）が課されることとなるので、この課された贈与
税（又は相続税）については、受託者に課される法人税等¹⁰¹⁾の額に相当
する額が控除される¹⁰²⁾。ただし、法人税等の額が贈与税（又は相続税）
の金額を超えても還付されない¹⁰³⁾。

また、受託法人が課税されるだけでなく、委託者に対しても課税される
可能性がある。「受益者等が存しない信託」の設定は、法人への資産の贈
与とされるため、委託者が個人の場合はみなし譲渡課税¹⁰⁴⁾の適用を受け
る可能性がある¹⁰⁵⁾。つまり、信託財産に含み益があれば、信託設定時に
委託者に対してキャピタル・ゲイン課税が行われる¹⁰⁶⁾。

（2）期中の課税

「受益者等が存しない信託」の期中の収益については、法人課税信託と
して法人税が課される¹⁰⁷⁾。本件のように、将来に受益者が存在するこ
とが予定されている場合は、受益者出現時までの代替課税と考えられる。

（3）受益者出現時の課税

本件は、原告の父であるAが死亡するか、又は保険期間が満了したとき
において受益者が存することとなる。このとき、本件信託は「受益者等が
存しない信託」ではなくなり、法人の解散とされる¹⁰⁸⁾。ただし、このと
き、受託法人は受益者に対して、信託財産に属する資産及び負債の帳簿価
額による引き継ぎをしたとされ¹⁰⁹⁾、当該受託法人に対するキャピタル・
ゲイン課税はない。つまり、新たに受益者となった者も、信託財産に属す
る資産、負債を帳簿価額によって引き継ぐとされ、引き継ぎにより生じた
収益の額は、受益者の総収入金額等には算入されない。

第5節 小 括

信託法と信託課税の考え方は根本的に異なっており、この考え方の乖離が多くの問題を引き起こしている。第2節で挙げた受益者の中に停止条件が付されている者がいた場合の課税問題や後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託における課税問題の他にも、例えば裁量信託といった、信託課税上、誰に、いくら課税するのかを決定することが難しい信託が存在する。

また、改正後の信託課税は、受益者に課税ができないような場合において受託者課税を認めている。受益者課税が原則であるはずの信託課税が、受託者に対して課税することを認めたということは問題視されるべきことであり、今後、信託法と信託課税との間で整合性が取れるよう検討しなければならないといえる。

お わ り に

以上の通り本稿のこれまでの議論によって、わが国の信託法上の「受益者」と信託課税上の「受益者」はおおよそ違うものであるとの結論に達した。信託課税の沿革をみるに、信託課税は、もともとその担税力に着目して課税していたようであるから、改正後の信託課税上の「受益者」が「受益者としての権利を現に有する者」と限定する結果に至ったことは理解できる。しかし、信託課税上の受益者を「権利を現に有する者」と限定してしまうことは、受益者に不公平な課税関係を生じさせる可能性がある。これは本稿第3章第2節の事例1「停止条件が付された『受益者』に対する課税問題」でも検討したところである。

また、改正後の信託課税制度は「受益者としての権利を現に有する者」について法令では規定しておらず、その解釈の指針を通達で示すに止まっていることも問題である。租税法律主義を原則とする税法において、これを根拠に信託の課税関係を決定してしまうことに加え、多様化・柔軟化が

図られている今日の信託の状況を考えると、信託の課税関係が明確でないことは、受益者に予期せぬ課税を強いるかもしれないからである。信託課税の対象となる「受益者としての権利を現に有する者」について、今後さらなる検討がなされる必要があるといえよう。

次に、名古屋地裁平成23年3月24日判決の原告が信託課税上「受益者」となるのかについて私見を述べていきたい。結論として、原告は信託課税上「受益者」とであると考え。税法上にその定義がない場合、原則そしてその借用概念をもって解釈すべきであるが、本件の場合は旧信託法上においてもその言葉の定義付けがされていなかった。このような場合、信託課税上どのような者が「受益者」たるかの解釈が問題となる。旧信託法は「受益者」を定義していなかったが、信託契約上「受益者」は必ず存在することになる。そうだとすれば、税法においても信託契約上の「受益者」を信託課税の対象となる「受益者」と考えるべきである。これは、納税者の予測可能性の観点からしても妥当ではないだろうか。ただし、現実に運用可能な信託財産の全てが、本件生命保険の一時払保険料とされていたことを考えると、本件信託契約は生命保険への投資を内容とする信託であり、生命保険信託に該当する。よって、改正前相続税法基本通達4-2¹¹⁰⁾及び改正前相続税法3条1項1号¹¹¹⁾並びに同法5条1項¹¹²⁾の規定により、原告は原告の父Aの死亡、もしくは保険契約の満期到来により保険金を受け取った時において課税されるべきだと考える。

本稿では信託法と信託課税の考え方の乖離に関して議論をしてきたが、この議論は一つの局面に過ぎない。信託課税における税制改正がなされて6年が経過した現在においても、本稿で議論した問題の他に様々な問題が生じており、今後も新たな問題が生じる可能性がある。信託課税において信託法理論との整合性についてさらなる検討がなされ、今後両者の整合性が図られていくことを期待して本稿を終了したいと思う。

1) 平成19年改正後の租税法では信託の受益者等と表記されており、受益者等とは受益者としての権利を現に有する者及びみなし受益者のことを意味するが、本稿においては、前者

の受益者としての権利を現に有する者について論じていく。

- 2) 武田昌輔『DHC コメントール相続税法』(第一法規出版, 2008) 1085の4頁。
- 3) 同1085の4頁。
- 4) 占部裕典『信託課税法～その課題と展望～』(清文社, 2001) 21-22頁。
- 5) 同22頁。
- 6) 松井静郎「改正相続法の解説」(税務協会雑誌第4巻第5号, 1947) 5頁。
- 7) 占部・前掲注(4) 24頁。
- 8) 占部・前掲注(4) 26頁。
- 9) 川口幸彦「信託法改正と相続税・贈与税の諸問題」税務大学校論叢57号(2008) 317頁。
- 10) 同318頁。
- 11) 占部・前掲注(4) 30-31頁。
- 12) 四宮和夫『信託法〔新版〕』(法律学全集 33- , 1989) 152頁。
- 13) 川口・前掲注(9) 323頁。
- 14) 佐藤英明「信託と税制 若干の立法的提言」ジュリ1164号(1999) 46頁。
- 15) 昭和47年当時の複利現価率を用いて算定している。
- 16) 小林一夫「信託税制の問題点について」信託復刊91号(1972) 118頁。なお、相続税法の条文番号は昭和47年当時のもの。
- 17) 同118頁。
- 18) 佐藤英明「遺産承継にかかわる信託税制に関する若干の考察」新井誠編『高齢社会とエステイト・プランニング』(日本評論社, 2000) 155頁。
- 19) 改正前所得税法13条1項, 改正前法人税法12条1項。なお、改正前相続税法においては収入及び支出について書かれている規定はない。信託が経済的帰属説の立場を取るの、信託財産の所有者と経済的利益の享受者が乖離する信託において、法的帰属説の立場を適用すると所有者である受託者と信託財産の給付を受ける受益者とは二重課税が生じるためである(佐藤・前掲注(14) 43頁)。
- 20) 佐藤・前掲注(14) 43頁。
- 21) 同44頁。
- 22) 『平成19年度税制改正の解説』(第一法規, 2007) 147頁。
- 23) 佐藤英明「19年改正の概観と受益者等課税信託について」租税研究731号(2010) 148-149頁。
- 24) 改正後所得税法13条1項, 改正後法人税法12条1項。なお改正後相続税法においては9条の2第6項で「贈与または遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得したものは、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみな」して課税するとしている。また、佐藤英明教授は、受益者が委託者のどちらかに所得が帰属しているとみなし、課税の繰延べを排除するという点で、当該規定は課税のタイミングについても定めているといえると述べている(佐藤・前掲注(14) 43頁)。
- 25) 佐藤・前掲注(23) 149頁。
- 26) 寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』(商事法務, 2008) 447頁。
- 27) 信託法258条ないし261条。「受益者の定めのない信託」は、英米法において「目的信託」

信託課税における「受益者」の意義（大賀）

- (purpose trust)と呼ばれている。
- 28) 佐藤・前掲注(23)149-150頁。
 - 29) 同150頁。
 - 30) 佐藤英明「信託の『受益者』と所得計算について 名古屋地裁平成23年3月24日判決を題材として」記念論文集刊行委員会編『租税の複合法的構成 村井正先生喜寿記念論文集』(清文社,2012)124頁。
 - 31) 同123-124頁。
 - 32) 福田政之=池袋真実=大矢一郎=月岡崇『詳解 新信託法』(清文社,2007)22頁。
 - 33) 旧信託法16条1項のことであり、「信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利又ハ信託事務ノ処理ニ付生シタル権利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財産ニ対シ強制執行、仮差押若ハ仮処分ヲ為シ又ハ之ヲ競売スルコトヲ得ス」と規定されていた。
 - 34) 「信託法改正要綱試案 補足説明」125-126頁。
 - 35) 同126頁。
 - 36) 同126頁。
 - 37) 旧法7条「信託行為ニ依リ受益者トシテ指定セラレタル者ハ当然信託ノ利益ヲ享受ス但シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ従フ」。
 - 38) 寺本・前掲注(26)251-252頁。
 - 39) 同252頁。
 - 40) 前掲注(34)111頁。
 - 41) 金子宏『租税法』(弘文堂,第17版,2012)113頁。
 - 42) 四宮・前掲注(12)307頁。
 - 43) 星田寛「日本版パーソナル・トラストを実現させるための課題と提案」新井誠編『高齢社会とエステイト・プランニング』(日本評論社,2000)122頁。
 - 44) 同124頁。
 - 45) 下野博文「相続税法第4条に関する一考察」税務大学校昭和52年度研究論文集第3分冊(資産税編)(1977)36頁。
 - 46) 佐々木浩「信託税制について～信託税制の基本的考え方等について～」信託239(2009)109頁。
 - 47) 改正後所得税法13条2項・改正後法人税法12条2項には「信託の変更をする権限(軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。)を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。)は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。」との規定がある。これと同じ内容で相続税法では「特定委託者」という文言が使われている。なお、所得税法施行令52条1項は軽微な変更をする権限を「信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限」と規定している。
 - 48) 残余財産は信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者(「残余財産受益者」という。)となるべき者として指定された者に帰属する旨の規定。残余財産受益者は、受益債権の内容が残余財産の給付であることを除けば、通常の受益者とは異なるところはなく、信託の終了前から受益者としての権利を有するものである(寺本・前

掲注(26)381頁)。

- 49) 信託法4条4項において、信託行為に停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件の成就又は当該始期の到来によってその効力を生ずると規定されている。
- 50) 信託行為において残余財産の帰属すべき者を帰属権利者という。帰属受益者は、残余財産受益者と異なり、信託の終了前は受益者としての権利を有さず、信託終了後にはじめて受益者としての権利を有することになる(寺本・前掲注(26)382頁)。
- 51) 佐々木・前掲注(46)110頁。
- 52) 同110頁。
- 53) 信託法90条は「委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例」を規定しており、2項では、委託者の死亡の時以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託である場合の受益者は、その委託者が死亡するまでは、受益者としての権利を有しないと規定している。
- 54) 佐藤・前掲注(23)161頁。
- 55) 同161頁。
- 56) 同161頁。
- 57) 同161頁。
- 58) 寺本・前掲注(26)4頁。
- 59) 同13頁。
- 60) 同13頁。
- 61) 同16頁。
- 62) 同16頁。
- 63) 金子・前掲注(41)160-161頁。
- 64) 同159頁。
- 65) 金子・前掲注(41)164-165頁。
- 66) 所得税法は法律的帰属説の立場を取っているが、信託課税に対しては、所得の法律上の帰属を無視し、経済上の帰属に即して受益者に課税される(金子・前掲注(41)165頁)。
- 67) 信託行為に停止条件が付けられている信託の効力の発生は、その成就により、この効力が発生するまでBは信託法上の厳密な受益者ではないとも考えられるが、条件成就までに受託者が信託財産から利益を得ていて、受益者となったBが享受できる財産が減少していたなどという事態があれば、信託違反を問うことは可能であると考えられ、特約で、Bは条件成就まで受益債権を有しないが、受益債権を除く受益権(監督権)は有すると定めることは可能であると考えべきである。
- 68) 民法上、存続期間を一定期間に限った「所有権」は認められず、無効であるとの見解が有力である。しかし、存続期間を一定期間に限った「受益権」をつくることは禁じられていないと考えられ、議論となっていた(福田ほか・前掲注(32)322-323頁)。
- 69) 寺本・前掲注(26)258頁。
- 70) 夫の死亡が、もしくは夫の死亡により妻がすでに受益権を取得している場合の妻の死亡が、信託設定時から30年を経過した時以後であれば、妻もしくは子は当該受益権を取得することができない。ここで、後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託では、この受益権が夫から

信託課税における「受益者」の意義（大賀）

妻へ移るときは、当然に夫からの遺贈となるのだが、この受益権が妻から子へ移る場合も、妻から受益権を承継するのではなく、夫の失効を介してから子へ直接に遺贈を受けると考えることに留意する（寺本・前掲注（26）260頁）。

- 71) ただし、受益者であった者の死亡に基因して次に受益者となる者が存するに至った場合には、贈与により取得したものとみなす（武田・前掲注（2）1087の3頁）。
- 72) 税法上は、受益権を収益受益権と元本受益権とに二分する考え方があり。一般に、収益受益権は信託財産の管理および運用によって生ずる利益を受ける権利を、元本受益権は信託の終了の場合の信託財産の帰属の権利を示すが、信託法ではこのような分類は行わない。
- 73) 上記注釈72を参考のこと。
- 74) 佐藤・前掲注（23）159頁。
- 75) 同160頁。
- 76) 同154頁。
- 77) 寺本・前掲注（26）448頁。
- 78) 福田ほか・前掲注（32）452頁。
- 79) 同453頁。
- 80) 金子・前掲注（41）164頁。
- 81) 相続税法においては9条の4 1項で「受益者等が存しない信託の効力が生ずる場合において、当該信託の受益者等となる者が当該信託の委託者の親族として政令で定める者であるときは、当該信託の効力が生ずる時において、当該信託の受託者は、当該委託者から当該信託に関する権利を贈与により取得したものとみなす。」と規定されている。
- 82) 武田・前掲注（2）1089の24頁。
- 83) 国税通則法15条2項5号によれば、贈与税の納税義務は「贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）による財産の取得の時」に成立するとされている。
- 84) 改正前相続税法5条ないし9条は、それぞれ 生命保険契約等、 定期金給付契約、 定額譲渡、 債務免除益等、 その他の経済的利益に関するものを規定している。
の場合、保険金受取人は、保険事故の発生による保険金の支払い義務の発生から、保険金の支払請求権を現に有することとなり、 の場合、定期金の受取人は、定期金給付事由の発生による当該定期金の支払い義務の発生から、定期金の支払請求権を現に有することとなり、 の場合、著しく低い価格で財産を譲受けにより譲り受けた者は、当該財産の所有権を取得するから、財産の価格を現に把握することになり、 の場合、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引き受け又は第三者のためにする債務の弁済がされた場合、これらの行為により利益を受けた者は、自己の債務が減少することなどにより、現に利益を受けることになり、 の場合、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合には、その者は、当該利益を現に受けているものであり、いずれも受贈者とされる者が贈与とみなされる行為によりもたらされる利益を現に有することになったと認められる時に、贈与があったものとみなすと規定されると理解できる。
- 85) 岡本高太郎「外国信託を用いた贈与に関する判決の検討 名古屋地裁平成23年3月24日判決」税務弘報59巻10号（2011）156-157頁。

- 86) 改正前所得税法13条1項2号。
- 87) 本庄資「相続税法4条1項『信託行為』『受益者』の意味」ジュリスト1443号(2012)124頁。
- 88) 仲谷栄一郎 = 田中良「海外の信託を利用した租税軽減策 - 名古屋地裁平成23年3月24日判決 - 」国際税務31巻9号(2011)80頁。
- 89) 品川芳宣「アメリカ州法に基づく信託契約の対するみなし贈与課税の適否」TKC 税研情報20巻6号(2011)70頁。
- 90) 仲谷ほか・前掲注(88)81頁。
- 91) 岡本・前掲注(85)157頁。
- 92) 仲谷ほか・前掲注(88)82頁。
- 93) 岡本・前掲注(85)157頁。
- 94) 新・判例解説 Watch 占部裕典「相続税法4条1項に『受益者』該当性が否定された事例」(http://www.tkclx.ne.jp/commentary/pdf/z18817009-00-130650809_tkc.pdf)(最終閲覧日2013年1月18日)。
- 95) 後宏治「信託の設定とみなし贈与をめぐる税務留意点(上)」税理54巻11号(2011)200頁。
- 96) 同200頁。
- 97) 改正後所得税法6条の3第7号。
- 98) 改正後法人税法22条2項。
- 99) 改正後相続税法9条の4 1項。
- 100) 本検討において、受託者Gを内国法人として改正後の信託の課税関係を検討しているが、受託者Gが内国法人に該当するかについては検討の余地を残すところである。
- 101) 法人税その他の税とは、法人税、法人事業税および法人住民税のことである。
- 102) 改正後相続税法9条の4 4項。
- 103) 改正後相続税法令1条の10 5項。
- 104) 改正後所得税法59条1項1号。
- 105) 渡辺徹也「受益者等が存しない信託に関する課税ルール」日税研論集『信託税制の体系的な研究 制度と解釈』62巻(2011)177頁。
- 106) なお、委託者が法人の場合は法人税法37条により寄付金課税を受ける。
- 107) 改正後法人税法4条1項, 3項, 4項, 4条の6。
- 108) 改正後所得税法6条の3 5号, 法人税法4条の7 8号。
- 109) 改正後法人税法64条3 2項。
- 110) 改正前相続税法基本通達4-2「いわゆる生命保険信託については、その信託に関する権利は信託財産として取扱わないで、生命保険契約に関する規定(法第3条又は5条)を適用することに取扱うものとする。」。
- 111) 改正前相続税法3条1項1号「被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約(省略)の保険金(省略)又は損害保険契約(省略)の保険金(省略)を取得した場合には、当該保険金受取人(省略)について、当該保険金(省略)のうち被相続人が負担した保険料(省略)の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込

信託課税における「受益者」の意義（大質）

まれたものの金額に対する割合に相当する部分」。

- 112) 改正前相続税法 5 条 1 項「生命保険契約の保険事故（省略）又は損害保険契約の保険事故（省略）が発生した場合において、これらの契約に係る保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、これらの保険事故が発生した時において、保険金受取人が、その取得した保険金（省略）のうち当該保険金受取人以外の者が負担した保険料の金額のこれらの契約に係る保険料でこれらの保険事故が発生した時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を当該保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす。」。